

平成27年6月15日

第415回白石市議会定例会議案

目 次

第47号議案	固定資産評価員の選任について	・・・	1
第48号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第49号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・	3
第50号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （白石市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）	・・・	26
第51号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） （白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）	・・・	30
第52号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号） （白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）	・・・	39
第53号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （平成26年度白石市一般会計補正予算）	・・・	43
第54号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号） （平成26年度白石市介護保険特別会計補正予算）	・・・	44
第55号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号） （平成26年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・	45
第56号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第8号） （白石市介護保険条例の一部を改正する条例）	・・・	46
第57号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第9号） （平成27年度白石市一般会計補正予算）	・・・	48
第58号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免 に関する条例の一部を改正する条例	・・・	49
第59号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険 料の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・	51
第60号議案	白石市学校給食センター条例の一部を改正する条例	・・・	53
第61号議案	白石市道路線の認定について	・・・	55

第 4 7 号議案

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 菊 地 正 昭
生年月日

平成 2 7 年 6 月 1 5 日

白石市長 風 間 康 静

第48号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 小 野 琢 磨
生年月日

住 所 白石市
氏 名 大 槻 忠 一
生年月日

平成27年6月15日

白石市長 風 間 康 静

第49号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第1号）

（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間 康 静

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））（法人番号を有しない者にあつては、事務所又は事業所の所在地及び名称）」に、同条第4号中「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第32条第2項中「算定する。」の次に「ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。」を加える。

第35条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を加える。

第35条の3の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第47条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第49条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6

の7」に改める。

第50条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

第56条及び第58条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第62条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第62条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第137条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第147条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第149条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第5条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第33条の6第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第35条の2第4項の規定による申告書の提出（第35条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において

「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた場合は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第33条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第1項から第5項までの規定中「規定する市町村の条例」を「規定する条例」に改め、附則第10条の2第8項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に、「規定する市町村の条例」を「規定する条例」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「

附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に、「規定する市町村の条例」を「規定する条例」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に、「規定する市町村の条例」を「規定する条例」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「

平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第81条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第81条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

第16条の2 削除

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

附則第35条を附則第36条とし、附則第34条を附則第35条とし、附則第33条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第37項」を「第30項から第33項」に改め、同条を附則第34条とする。

附則第32条中「附則第24条及び第26条」を「附則第25条及び第27条」に、「附則第24条及び第27条」を「附則第25条及び第28

条」に、「附則第 25 条、第 27 条及び第 28 条」を「附則第 26 条、第 28 条及び第 29 条」に、「附則第 27 条から第 29 条の」を「附則第 28 条から第 30 条まで」に、「附則第 29 条」を「附則第 30 条」に、「附則第 30 条」を「附則第 31 条」に改め、同条を附則第 33 条とする。

附則第 31 条中「附則第 29 条」を「附則第 30 条」に改め、同条を附則第 32 条とする。

附則第 30 条の前の見出しを削り、同条を附則第 31 条とし、同条の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）」を付する。

第 29 条（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条を附則第 30 条とする。

附則第 28 条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に、「附則第 24 条」を「附則第 25 条」に改め、同条を附則第 29 条とする。

附則第 27 条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に、「附則第 24 条」を「附則第 25 条」に改め、同条を附則第 28 条とする。

附則第 26 条中、「附則第 24 条」を「附則第 25 条」に、「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条を附則第 27 条とする。

附則第 25 条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条を附則第 26 条とする。

附則第 24 条の前の見出しを削り、同条中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条を附則第 25 条とし、同条の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 23 条（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 36 項」に、「規定する市町村の条例」を「規定する条例」に

改め、同条を附則第 2 4 条とする。

附則第 2 2 条の次に次の 1 条を加える。

(法附則第 1 5 条第 1 8 項の条例で定める割合)

第 2 3 条 法附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する条例で定める割合は 5 分の 3 (都市再生特別措置法第 2 条第 5 項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第 1 5 条第 1 8 項に規定する条例で定める割合は 2 分の 1) とする。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 白石市市税条例等の一部を改正する条例 (平成 2 6 年白石市条例第 1 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の改正規定中「法人税法第 2 条第 1 2 号の 1 8」を「法第 2 9 2 条第 1 項第 1 4 号」に改める。

前条中附則第 1 6 条の改正規定を次のように改める。

附則第 1 6 条第 3 項中「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 3 0 条第 2 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 3 0 条第 1 項第 1 号」を「附則第 3 0 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定 (次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 3 0 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定 (以下この条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して 1 4 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 8 1 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 1 条第 2 号ア	3, 9 0 0 円	4, 6 0 0 円
---------------	------------	------------

	6, 900円	8, 200円
	10, 800円	12, 900円
	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第1条第3号中「第81条の改正規定」を「第81条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に、「第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第51条及び」を「第51条第1項及び」に改め、次に「第81条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3, 600円」に係る部分に限る。）並びに同条の第3号の改正規定並びに」を加え、「第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第81条」を「第81条第2号ア（「3, 600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第81条第1号、第2号（「3, 600円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に、「白石市市税条例」を「白石市市税条例等」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中白石市市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第4号並びに第4条の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中白石市市税条例第32条第2項及び第35条の3の3第4項の改正規定並びに附則第2条第2項の規定 平成28年1月1日
- (3) 第1条中白石市市税条例第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第3条第1項及び第16条の2の改正規定並びに附則第2条第7項

及び第5条の規定 平成28年4月1日

- (4) 第1条中白石市市税条例第2条第3号及び第4号、第35条の2第8項、第50条第2項各号、第62条の2第1項第1号、第62条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第137条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の白石市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第50条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

5 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日

前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第23条第2項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

8 新条例第35条の2第8項の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第35条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われる旧条例第35条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第62条の2第1項第1号、第62条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第62条の2第1項並びに第62条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、同日前に提出したこの条例による改正前の白石市市税条例（以下「旧条例」という。）第62条の2第1項並びに第62条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従

前の例による。

- 3 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される平成27年改正法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(協定避難用部分に限る。)に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ(以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

第98条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第98条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が

行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第 9 2 条第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 5 2 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成 2 7 年改正法附則第 2 0 条第 4 項に規定する申告書を平成 2 8 年 5 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 2 8 年 9 月 3 0 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第 1 9 条、第 9 8 条第 4 項及び第 5 項、第 1 0 0 条の 2 並びに第 1 0 1 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 9 条	第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項、	白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 7 年白石市条例第 3 0 号。以下この条及び第
---------	------------------------	--

		2章第4節において「平成27年改正条例」という。) 附則第5条第6項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第47条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第137条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第98条第4項	施行規則第34条の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第98条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金

額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

第7項の表以外の部分	第4項から	第9項、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第98条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第98条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第100条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第101条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は

、 当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 000 本につき 645 円とする。

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 11 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 19 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 19 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 19 条第 3 号の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 98 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 98 条第 5 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 100 条の 2 の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 101 条第 2 項の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 12 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 11 項

1 3 平成 3 1 年 4 月 1 日前に地方税法第 4 6 5 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 5 2 条第 1 2 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 1, 2 6 2 円とする。

1 4 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 1 3 項
	附則第 2 0 条第 4 項	附則第 2 0 条第 1 4 項において準用する同条第 4 項
	平成 2 8 年 5 月 2 日	平成 3 1 年 4 月 3 0 日
第 6 項	平成 2 8 年 9 月 3 0 日	平成 3 1 年 9 月 3 0 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 1 3 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 1 9 条の項	附則第 5 条第 6 項	附則第 5 条第 1 4 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 1 9 条第 2 号の項	附則第 5 条第 5 項	附則第 5 条第 1 4 項において準用する同条第 5 項

第7項の表第1 9条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準 用する同条第6項
第7項の表第9 8条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において 準用する同条第4項
第7項の表第9 8条第5項の項	附則第5条6項	附則第5条第14項において準 用する同条第6項
第7項の表第1 00条の2の項	附則第5条5項	附則第5条第14項において準 用する同条第5項
第7項の表第1 01条第2項の 項	附則第5条6項	附則第5条第14項において準 用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第137条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第百137条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第147条の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第147条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第8条 新条例第149条の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第23条の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第18項に規定する家屋に対して課すべき平成28年度以後の年度分の都市計画

税について適用する。

第50号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（専決第2号）
（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間康静

白石市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(白石市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第23条第1項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則第4項中「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」の次に「と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」を加える。

(白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年白石市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の改正規定中「一般株式等」に改める。」を「一般株式等」に改め、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」の次に「と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。」に改める。

附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とする改正規定中「、附則第10項を附則第8項とする。」を「、附則第10項中「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」の次に「と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」を加え、附則第8項とする。」に改める

。 附則第 1 1 項を削り、附則第 1 2 項を附則第 9 項とし、附則第 1 3 項を附則第 1 0 項とする改正規定中「附則第 1 2 項を附則第 9 項とし」を「附則第 1 2 項中「若しくは山林所得金額又は法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」の次に「と、第 2 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」を加え、附則第 9 項とし」に改め、「、附則第 1 3 項を附則第 1 0 項とする。」を「、附則第 1 3 項中「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」の次に「と、第 2 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 0 項に規定する条約適用利子等の額」を加え、附則第 1 0 項とする。」に改める。

附則第 1 4 項を改め、同項を附則第 1 1 項とし、附則第 1 5 項を附則第 1 2 項とし、附則第 1 6 項を削る改正規定中「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、」の次に「同項中「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」の次に「と、第 2 3 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」を加え、」を加える。

附則第 1 条を次のように改める。

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 1 4 項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

第 2 条 改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、平成 2 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 2 6 年度分までの国民健康

保険税については、なお従前の例による。

第51号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（専決第3号）

（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間康静

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例（平成25年白石市条例第12号）の一部を次のように改正
する。

目次中「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅
介護」に改める。

第7条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設
備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介
護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者」を
削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次
に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第
5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号
中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「
第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改め、同項第8号中「指定
複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて
」を「行い」に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、
指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に改め、「定期巡
回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時
対応型訪問介護看護」に改める。

第46条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を
目指し」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を
第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書きの場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業
者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認
知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該

サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は同条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）」の次に「以下同じ。」を加え、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第41条」を削る。

第83条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる

施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第83条第7項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第8項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、第83条10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第84条第1項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第86条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第92条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第107条中「各号」を削る。

第111条第4項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第112条第1項ただし書中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第114条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第122条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第131条第9項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第132条ただし書中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第136条を次のように改める。

第136条 削除

第149条第2項第9号を削る。

第152条に見出しとして「（従業者の員数）」を付し、同条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第153条第1項第6号並びに第181条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第153条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第177条第2項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第106条第2項に規定する報告、評価、要望

、助言等の記録

第181条に見出しとして「（設備）」を付し、同条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第191条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項、第7項及び第8項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「10 指定複合型サービス事業者」の次に「（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加え、「、かつ、指定複合型サービス」を「、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第194条見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者の代表者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第195条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介

護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第196条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第197条見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第198条見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第199条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第200条見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第201条及び第202条中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第203条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、「各号」を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第52号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（専決第4号）

（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間康静

白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

白石市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年白石市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第9条第1項中「第2号」及び「第3号」を削る。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第4号」を削る。

第38条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービス提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第6項を次のように改める。

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表

の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「法第8条の2第18項」を「法第8条の2第16項」に、同項ただし書中「各号」を「の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第46条第1項ただし書中「各号」を「の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（白石市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第64条中「各号」を削る。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条で、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第67条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第71条中「第17項」を「第15項」に改める。

第75条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「、第37条から第39条まで」を「、第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第53号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年度白石市一般会計補正予算（専決第5号）

（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風 間 康 静

第54号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年度白石市介護保険特別会計補正予算（専決第6号）
（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風 間 康 静

第55号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第7号）

（平成27年3月31日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間康静

第56号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市介護保険条例の一部を改正する条例（専決第8号）

（平成27年4月10日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間康静

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,500円とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の白石市介護保険条例の規定は、平成27年度分の介護保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の介護保険料については、適用しない。

第57号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年度白石市一般会計補正予算（専決第9号）

（平成27年4月15日専決）

平成27年6月15日

白石市長 風間康静

第58号議案

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月15日

白石市長 風間 康 静

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成27年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

9 第1項から第3項まで及び第7項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成26年の国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯。以下次項において同じ。）を除く旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等の被保険者については、平成27年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成27年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成26年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成27年7月31日」とする。

10 第1項から第3項まで及び第8項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の被保険者については、平成27年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度国民健康保険税額の全額」とあるのは「平成27年度国民健康保険税額の平成27年4月分から9月分までに相当する月割算定額」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成26年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成27年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第59号議案

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月15日

白石市長 風 間 康 静

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が633万円以上である者。以下次項において同じ。）を除く旧緊急時避難準備区域等、旧避難指示解除準備区域等に住所を有している者については、平成27年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「平成27年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成26年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成27年7月31日」とする。
- 7 第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、旧避難指示解除準備区域等の上位所得者については、平成27年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度保険料の全額」とあるのは「平成27年度保険料の平成27年4月分から9月分までの月割相当額」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成26年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「平成27年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第60号議案

白石市学校給食センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月15日

白石市長 風 間 康 静

白石市学校給食センター条例の一部を改正する条例

白石市学校給食センター条例（昭和58年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表白石市学校給食センターの項中「福岡長袋字八斗蒔20番地1」を「大平中目字北屋敷前78番地2」に改める。

附 則

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

第61号議案

白石市道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成27年6月15日

白石市長 風 間 康 静

白石市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	起 点	終 点	延 長 (m)	敷地の 幅 員 (m)
20286	大川町2号線	白石市大川町4番 6地先	白石市大川町4番 6地先	108.3	5.0 ～ 5.0